

協議第15号

児童福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。
- 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町的方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市的方式とする。
なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。
- 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。
- 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。
- 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。
- 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。

ただし、利用料については、平成17年4月から有料化とする。

平成16年1月31日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 11 児童福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。 ただし、利用料については、平成17年4月から有料化とする。

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none"> 1 出産祝い金については、制度の趣旨から反映された実績等を考慮し、見直しを行うものである。 2 子ども会については、適正かつ公平な補助を目的とし、クラブ活動の健全な育成を図るため見直しを行うものである。 3 母親クラブについては、児童福祉の向上のために必要な活動団体として支援するものである。 4 遺児手当については、制度の趣旨を明らかにするため適正な額とするものである。 5 母子家庭賃借住宅助成については、対象者の実態等を勘案し、制度の見直しを行うものである。 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、適正かつ健全な運営を行うためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
出産祝い金	実施していない	支給対象 3人目以降出産された方 支給額 出生児1人につき50,000円	実施していない	合併時に廃止する。
子ども会	市の補助 子ども会大会 スポーツ大会 年少リーダー研修会 指導者育成(研修)会 その他市長が適当と認めた事業 各子ども会による事業 ジュニアリーダー育成費 会員数 5,770人(H15.4.1) 団体数 156団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 ～ は1事業200,000円 は50,000円(H15・16のみ) ・単位子ども会 は会員1人当たり300円	町の補助 子ども会大会 スポーツ大会 年少リーダー養成講座 指導者(研修)会の事業に充てる 会員数 466人(H15.4.1) 団体数 17団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 10,000円×17団体 (祖父江町社会福祉協議会へ委託) ・単位子ども会 1団体あたり42,000円	町の補助 子ども会大会 指導者養成(研修)会 その他町長が適当と認めた事業 の事業に充てる 会員数 709人(H15.4.1) 団体数 19団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 定額 260,000円 (平和町社会福祉協議会へ委託) ・単位子ども会 1団体あたり17,550円+460円× 人数	連絡協議会の補助額については、中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会の補助額については、稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。
母親クラブ	市の補助 親子及び世代間の交流、文化活動 児童養育に関する研修活動 児童の事故防止奉仕活動 児童福祉の向上に直接的に寄与する活動であり、市長が適当と認める事業 母親クラブに対する補助金	実施していない	実施していない	稲沢市の補助制度とする。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>補助金</p> <p>～ の対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。</p> <p>ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。</p> <p>は母親クラブ 1 団体について年 額 185,000 円</p> <p>・ 15 年度母親クラブ数 9 団体</p>			
遺児手当	<p>受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡、重度の障害など ・ 児童が 15 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・ 所得制限あり <p>手当の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 1 人につき月額 2,000 円 対象人数 840 人 	<p>受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・ 児童が 18 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・ 所得制限なし <p>手当の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 1 人につき月額 2,000 円 対象人数 200 人 	<p>受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・ 児童が義務教育終了まで支給 ・ 所得制限なし <p>手当の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 1 人につき月額 1,500 円 対象人数 88 人 	<p>支給年齢については、中島郡祖父江町の制度に統一する。その他については、稲沢市制度に統一する。</p>
母子家庭賃借住宅助成	<p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の生活の安定をはかる。 <p>2 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が 18 歳の誕生日まで支給、申請の月から支給 ・ 母名義の借家に居住している方 ・ 非課税世帯 <p>3 手当の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額 4,000 円(ただし、家賃額上限) 15 年度予算 対象人数 250 世帯 	実施していない	実施していない	合併時に廃止する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
放課後健全育成事業	対象 ・小学校 1 ～ 3 年生まで 時間 ・学校終了後から午後 6 時まで 利用料 ・無料 場所 ・児童館・児童センター (9 施設 公共 8 ・民間 1)	対象 ・小学校 1 ～ 3 年生まで 時間 ・学校終了後から午後 6 時まで 利用料 ・無料 場所 ・小学校空き教室利用 (4 施設)	平成 1 6 年度実施予定	対象・時間・場所については、現行どおり継続する。 ただし、利用料については、平成 1 7 年 4 月から有料化とする。